

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）開設・運営者公募要項

1 事業の目的

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）（以下「ファミリーホーム」という。）は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする、児童福祉法（昭和32年法律第164号。以下「法」という）第6条の3第8項に規定された事業である。

県では、岡山県社会的養育推進計画に基づき、新たに社会的養護が必要となった子どもの里親等への委託を推進しており、今回、県内（岡山市を除く。）においてファミリーホームの開設・運営を行う者（以下「事業者」という。）を公募する。

2 事業の内容

ファミリーホームは、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行う。

- （1）要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- （2）児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- （3）児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

3 公募施設数及び設置場所

ファミリーホーム 1か所

県内（岡山市を除く。）のいずれかの地域において、本事業実施が可能な設備を設置すること。

開設にあたり建物改修費用等が必要な場合、事業者には県の補助金交付要綱に従い、県の予算の範囲以内において補助金を交付する。

4 応募資格

応募に当たっては、児童福祉法等の関係法令、厚生労働省の通知・通達等を遵守することのほか、次に掲げる基準に適合することを条件とする。

- （1）事業者は、次の①から③のいずれかに該当するものであること。
 - ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。
 - ② 養育里親であって、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設等（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）。
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの。
- （2）事業者が法人の場合、県内（ファミリーホーム設置場所が所在する自治体またはその近隣自治体

- であることが望ましい)に主たる事務所を有すること。
- (3) 事業者が個人の場合、県内（ファミリーホーム設置場所が所在する自治体またはその近隣自治体であることが望ましい）に居住していること。
 - (4) 事業者が法人の場合、県内において児童養護等に係る事業を行った実績を要すること。
 - (5) 県税を滞納していないこと。

5 事業実施の留意事項

事業者は、開設の届出を行うまでに、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項を運営規程に定めるとともに、事業の実施に当たっては次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
 - (2) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
 - (3) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
 - (4) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。
 - (5) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
 - (6) 養育者等は、法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - (7) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。また、事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - (8) 事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
 - (9) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。
- また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。
- (10) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと

6 事業実施の条件

(1) 職員の配置等

ア) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。

イ) ア) の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。

ウ) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

エ) 養育者は、養育里親である者であって、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。

① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者

② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者

③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者

④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

(※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

オ) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない

(2) 設備

ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

ファミリーホームは、建築基準法等の法令を遵守しなければならない。

【既存建物改修の場合】

・建築基準法等の法令の基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないものであること又は耐震補強済であることが望ましい。)

【新築建物の内装整備の場合】

・開発及び宅地許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

7 公募要項等の配布

(1) 期 間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)まで
午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

(2) 場 所 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
(岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本庁舎5階)

(3) 公募要項の入手方法

(1)の期間に(2)の担当部局において受け取るか、又は岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページからダウンロードする。

(ホームページのURLを貼り付け)

8 提出書類(用紙サイズはA4を基本とすること)

下記のとおり事業計画書等関係書類を提出すること

- (1) 受付期間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)まで
午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで
- (2) 提出先 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
(岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本庁舎5階)
- (3) 提出方法 提出は持参また郵送(書留郵便、配達記録郵便その他これの準じる方法によるものに限るものとし、(1)の提出期限までに必着のこと。)とする。
- (4) 提出書類 応募申込書及び添付資料
- ①応募申込書(様式第1号)
 - ②事業計画書(別紙1)
 - ③役員等名簿(別紙2)
 - ④建物その他の設備の規模及び構造並びに備品等の概要がわかる書類(図面等)
 - ⑤収支予算書
 - ⑥(個人の場合)市町村が発行する所得・課税証明書
 - ⑦(法人の場合)決算報告書(財産目録、貸借対照表、収支計算書等)
 - ⑧(法人の場合)法人の定款
 - ⑨(法人の場合)履歴事項全部証明書
 - ⑩県税の完納証明書
- 各書類について正本1部及び副本(正本の写し)1部を提出すること。
- (5) 注意事項 書類を提出いただく際は、事前に子ども家庭課までご連絡ください。
応募資格や事業所の条件等に適合しない場合は、審査の対象から除外いたします。
また、提出書類に不備がある場合、当課からの指示に寄らない受付期間終了後の書類の修正や差替え、大幅な事業内容の変更は認められない場合がありますので、十分に確認の上で提出してください。

9 事業者の審査

- (1) 設置・運営事業者の審査は岡山県ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)設置・運営候補事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。
- (2) 審査は、書類審査及びヒアリング審査により行う。
(ヒアリング審査の日程は別途連絡する。)
- (3) 設置・運営事業者は、委員会の審査結果を受けて岡山県が決定する。
- (4) 設置・運営候補事業者として選定された場合、ファミリーホームの開設に当たっては児童福祉法第34条の4第1項に基づき、別途指定する期日までに岡山県知事へ届出を行うこと。

10 応募に関する費用

応募に係る一切の費用は応募事業者の負担とする。

11 審査結果

審査結果は、応募者に通知するとともに、岡山県ホームページに掲載する。

12 公募スケジュール

ファミリーホーム開設までの主な日程は次のとおりとする。

内 容	日 程
公募開始	令和８年９月１４日（月曜日）
事前協議	令和８年９月１４日（月曜日）～令和８年９月３０日（水曜日）
応募申込書等の提出	令和８年９月１４日（月曜日）～令和８年９月３０日（水曜日）
ヒアリング審査	令和８年１０月上旬を予定
設置・運営候補法人決定	令和８年１０月上旬を予定
開設届出	令和８年度中を予定
届出受理	令和８年度中を予定（届出から概ね１か月程度）
開設・運営開始	令和８年度を予定

１３ その他留意事項

- （１）原則として提出された書類は返却しないものとする。
- （２）審査のため、事業予定地や現在運営している事業所等の状況について、必要に応じて現地調査を行うことがあるので、その場合、事業者は可能な限り協力すること。
- （３）設置・運営候補事業者に決定した後においても、次に該当する場合は事業予定者としての決定を取り消すことがあるので留意すること。
 - ① 計画に大幅な変更があり、審査結果の前提が覆るものであると岡山県が判断した場合
 - ② 提出書類について、虚偽の記載があることが判明した場合
 - ③ 提出書類について、公募要項の各項目を満たしていないことが判明した場合
 - ④ 地元住民等の反対やその他事情により、事業の実施が困難であると岡山県が判断した場合
 - ⑤ その他関係法令に違反すると認められた場合
- （４）地域住民等への説明や関係機関等との調整、及び開設の届出は、事業者の責任で行うこと
- （５）事業者は、設置・運営候補事業者として決定した後は、提出した事業計画書等の内容を真摯に履行し、また、ファミリーホームの整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守するとともに岡山県の指導や指示に従うこと。